

今後の総合教育会議の進め方について（案）

1 今後の進め方

- (1) 総合教育会議においては、教育の諸条件の整備等、本市の実情に応じた教育等の振興を図るため重点的に講ずべき施策について、協議・調整を行う。この協議・調整は、年々の教育施策の実施状況等を踏まえた上で行うことが効果的であることから、毎年、定期的に会議を開催する。
- (2) さらに、緊急に協議・調整を行う必要があると認めるときには、適宜開催する。

（緊急に協議・調整を行う必要がある場合の例）

- ・ 児童・生徒等の生命・身体に現に被害が生じた場合
- ・ 被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合

2 定期開催の時期

毎年1回程度、秋に開催